

高山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

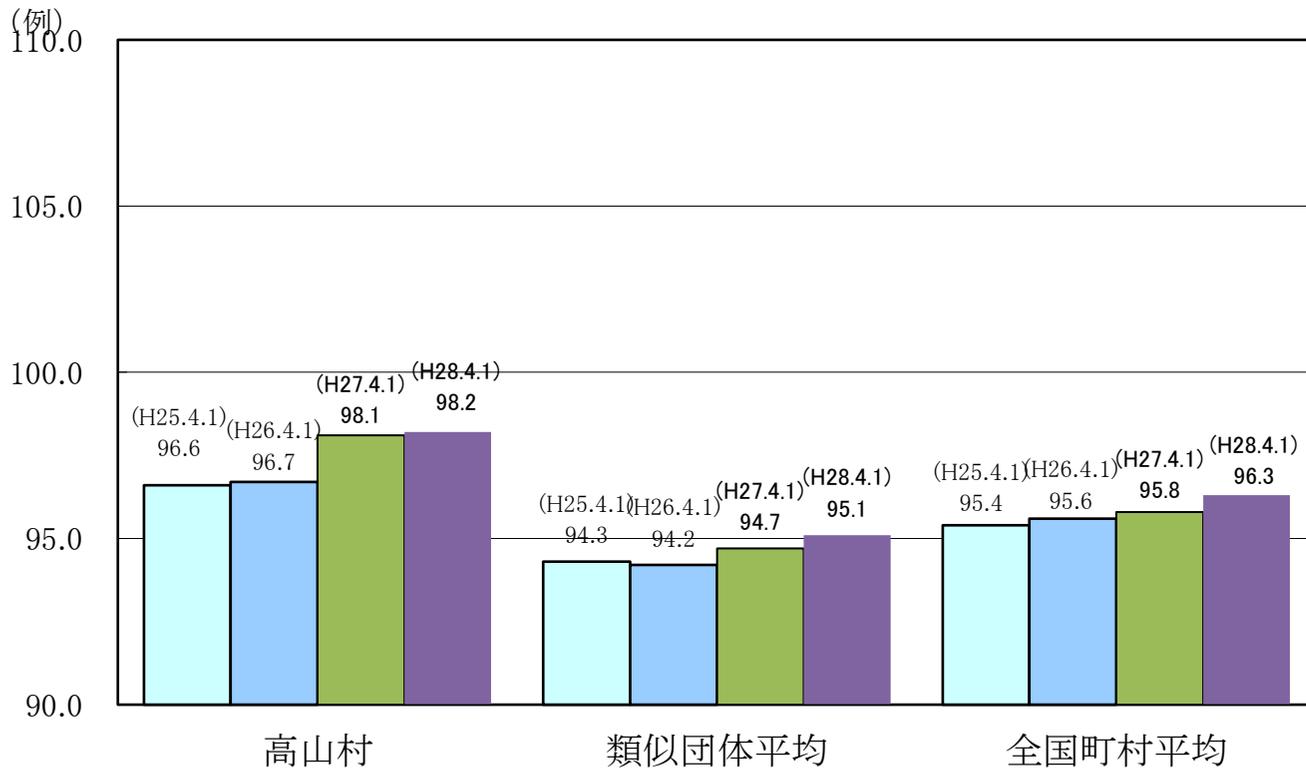
区 分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	3,796	2,455,007	96,182	496,918	20.2	20.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	55	199,112	27,807	75,263	302,182	5,494	5,504

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

給与制度の総合的見直しの実施時期が国と異なるため

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B (%)	勧告 (改定率)		
28年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
28年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成28年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準0%に対し、高山村においても0%

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%
高山村の支給割合	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高山村	39.4 歳	295,700 円	332,000 円	329,306 円
群馬県	43.6 歳	341,100 円	410,910 円	373,501 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	40.9 歳	295,868 円	337,348 円	321,005 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
高山村	56.8 歳	3 人	311,800 円	316,700 円	314,867 円	—	—	—	—
うち学校給食調理員	57.3 歳	2 人	318,300 円	325,700 円	321,367 円	調理士	44.6 歳	245,000 円	1.33
うち用務員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	用務員	— 歳	— 円	—
群馬県	51.5 歳	94 人	342,100 円	373,434 円	364,053 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	52.4 歳	2 人	277,585 円	298,955 円	291,568 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
高山村	—	—	—
うち学校給食調理員	5,240,010 円	3,350,900 円	1.56
うち用務員	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成25～27年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高山村	37.8 歳	267,400 円	281,140 円
群馬県	44.3 歳	376,100 円	419,604 円
類似団体	39.5 歳	276,516 円	302,866 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		高山村	群馬県	国
一般行政職	大 学 卒	176,700 円	181,800 円	176,700 円
	高 校 卒	144,600 円	147,900 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	144,600 円	143,500 円	-
	中 学 卒	- 円	- 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

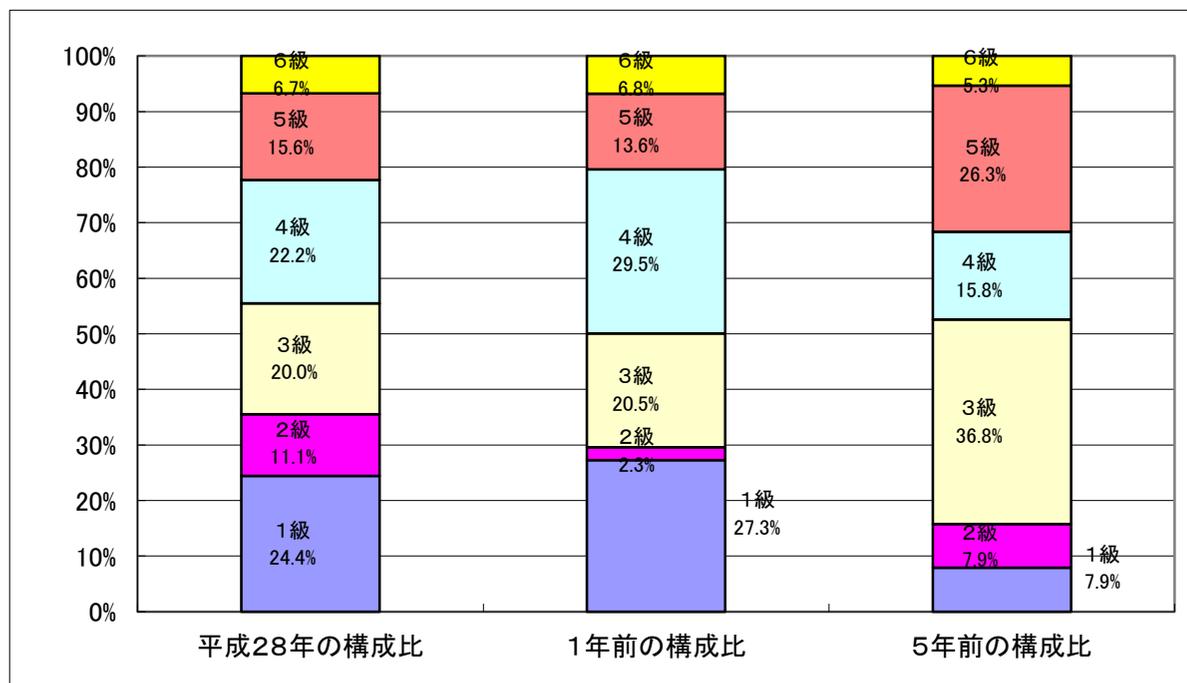
区 分		経験年数13年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数29年
一般行政職	大 学 卒	258,800 円	円	円	円
	高 校 卒	円	314,150 円	363,820 円	385,800 円
技能労務職	高 校 卒	円	円	円	円
	中 学 卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は主事補の職務	11人	24.4%	140,100円	246,100円
2級	主任の職務	5人	11.1%	190,200円	303,000円
3級	係長の職務	9人	20.0%	226,400円	348,800円
4級	補佐の職務	10人	22.2%	259,900円	379,800円
5級	課長又は参事の職務	7人	15.6%	286,200円	391,800円
6級	総括課長又は課長で長が認めた者	3人	6.7%	317,000円	409,000円

- (注) 1 高山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までにける運用	高山村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 山 村	群 馬 県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,368 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,761 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%、管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%、管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	高 山 村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

高 山 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)	(割増率2~45%)		その他の加算措置 (退職時特別昇給)	(割増率2~45%)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給非該当

(4) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)			57 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)			5,182 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)			20.0 %	
手当の種類(手当数)			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給 単価
特殊勤務手当	特殊自動車の運転 に従事した職員	除雪車の運転 マイクロバスの運転	57 千円	1日1,000円以内 4時間未満500円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	1,779 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	52 千円
支給実績（26年度決算）	1,705 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	49 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円(職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円) ・特定期間の扶養親族たる子がある場合は1人5,000円加算	同じ	なし	5,684 千円	236,833 円
住居手当	・月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 月額11,000円以下 ・月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の額から23,000円を控除した額の1/2(その額が16,000円を超えるときは16,000円)に11,000円を加算した額	同じ	なし	1,660 千円	237,143 円
通勤手当	・交通機関を利用して通勤する職員 55,000円以内 ・自動車等交通用具を利用して通勤する職員 距離に応じ31,600円以内	同じ	なし	2,367 千円	55,047 円
管理職手当	・総括課長 45,000円 ・課長・課長相当職 39,000円 ・参事 33,000円 ・補佐 24,000円	異なる	職種及び額	7,899 千円	315,960 円
寒冷地手当	・扶養親族のある世帯主の職員 17,800円 ・扶養親族のない世帯主の職員 10,200円 ・世帯主でない職員 7,360円	同じ	なし	3,104 千円	58,566 円
宿日直手当	・宿直 4,200円 ・日直 4,200円	同じ	なし	1,823 千円	55,242 円
管理職員特別勤務手当	休日に勤務した場合 ・総務課長 7,500円 ・課長・課長相当職 6,000円 ・参事 5,000円 ・補佐 4,000円 平日深夜に勤務した場合 ・総括課長 3,800円 ・課長・課長相当職 3,000円 ・参事 2,500円 ・補佐 2,000円	異なる	職種及び額	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	村 長	620,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副村長	523,000	円	840,000	円/	416,500	円
報 酬	議 長	248,000	円	395,000	円/	160,000	円
	副 議 長	180,000	円	310,000	円/	130,000	円
	議 員	161,000	円	290,000	円/	115,000	円
期 末 手 当	村 長	(27年度支給割合)					
	副村長	4.2	月分	加算措置20%			
退 職 手 当	議 長	(27年度支給割合)					
	副 議 長 議 員	4.2	月分	加算措置20%			
備 考	村 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副村長	給与月額×在職年数×520/100		12,896,000 円	任期毎		
		給与月額×在職年数×300/100		6,276,000 円	任期毎		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

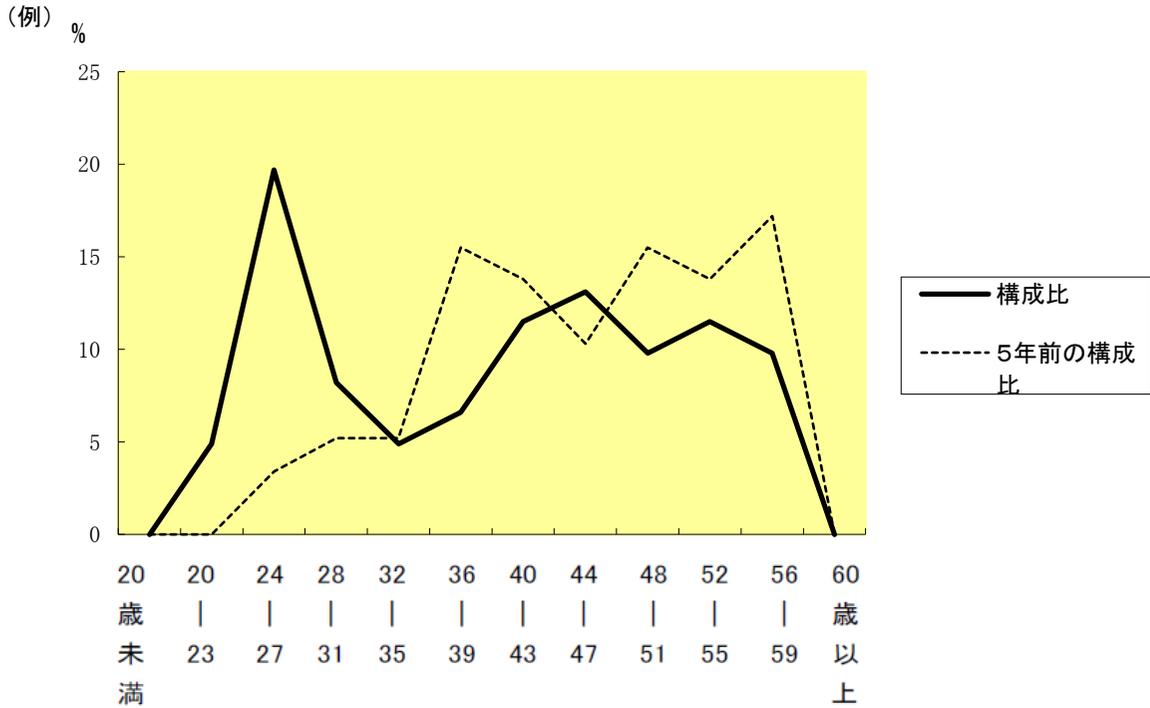
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	1	1	1 保育所の保育職員の増員
		総務	17	17	
		税務	4	4	
		農水	7	7	
		商工	3	3	
		土木	5	6	
	民生衛生	3	3		
	計	40	41	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.01 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 161.49 人)
	教育部門	15	15		
	消防部門				
	小 計	55	56	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 147.52 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 185.87 人)
公 営 企 業 計 等 部 門		水道	1	1	
		下水道	1	1	
		その他	3	3	
	小 計	5	5		
合 計		60	61	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 160.70 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	12人	5人	3人	4人	7人	8人	6人	7人	6人	0人	61人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	38	38	38	40	40	41	3 (7.9 %)
教育	17	15	15	16	15	15	△ 2 (△11.8 %)
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	55	53	53	56	55	56	1 (1.8 %)
公営企業等会計計	4	5	5	5	5	5	1 (25.0 %)
総合計	59	58	58	61	60	61	2 (3.4 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。